

社会・環境部会部会賞表彰内規

平成 23 年 3 月 21 日 第 26 回社会・環境部会全体会議制定

(目的)

第1条 本内規は「社会・環境部会規約」第1条, 第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」第1条に基づき, 社会・環境部会部会賞(以下「部会賞」と称す)の制定およびその選考と表彰について定めるものである。

(趣旨)

第2条 部会賞は, 社会・環境部会の設置趣意書に合致する顕著な貢献を表彰の対象とする。貢献には, 実際の活動に加えて, 研究会等での論文発表・講演会での講演等をも含むこととする。

2 部会賞の種類, 要件, 対象等については, 別途定める。

(選考方法)

第3条 受賞者の選考は, 運営小委員会にて, 推薦および自薦の書類に基づいて審査し, 決定する。

(表彰時期)

第4条 部会賞の表彰は, 原則として「春の年会」または「秋の大会」において, 部長が行う。

(選考結果報告)

第5条 表彰決定後, 選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第6条 本内規の改定は, 運営小委員会の発議に基づき, 部会全体会議で審議し, 部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか, 部会賞の実施に必要な事項は, 部会運営小委員会の協議によるものとする。

附則

1 この内規は平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

2 改定履歴

① 平成 16 年 12 月 15 日 社会・環境部会表彰規定として運営委員会にて制定

- ② 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
 - ③ 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
 - ④ 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
 - ⑤ 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
 - ⑥ 平成 24 年 3 月 21 日 学会管理の内規に変更
-

(旧部会表彰内規)

平成16年7月6日 運営委員会にて決定

(設置)

第1条 日本原子力学会社会・環境部会に日本原子力学会社会・環境部会賞(以下部会賞という)を設ける。

(目的)

第2条 部会賞は、部会の設置趣意書に合致する顕著な貢献を表彰の対象とすることを目的とする。貢献には、研究会等での論文発表・講演会での講演等を含むこととする。

(選考)

第3条 受賞者の選考は、部会運営委員会にて、推薦及び自薦の書類に基づいて審査し、決定する。

(贈呈)

第4条 賞の贈呈は、原則として「春の年会」または「秋の大会」において、部会長が行う。賞については、別途定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会賞の実施に必要な事項は、部会運営委員会の協議によるものとする。